

米国の外交戦略と「国益」(二・完)

——クリントン政権の対東アジア外交政策を中心に——

寺本康俊

- 一 はじめに
 - 二 「国益」の概念と定義
 - 三 第一期クリントン政権の外交戦略と「国益」の関係
 - (一) ボトムアップレビュー(BUR)
 - (二) 米国の国家安全保障戦略(一九九四年)
 - (三) 第三次東アジア戦略報告(EASR)
 - 四 第二期クリントン政権の外交戦略と「国益」の関係
 - (一) 関与と拡大の国家安全保障戦略(一九九六年)
 - (二) 米国の国益に関する報告書(一九九六年)
 - (三) 四年毎の国防計画見直し(QDR)(一九九七年)
 - (四) 第四次東アジア戦略報告(EASR)
 - (五) 新世紀のための国家安全保障戦略(一九九九年)
 - (六) 米国の対北朝鮮政策の見直し報告
 - (七) 二〇〇〇年国防計画
 - (八) 二一世紀国家安全保障委員会報告(二〇〇〇年)
 - (九) 米国の国益に関する報告書(二〇〇〇年)
 - (十) 二〇〇一年国防計画
- 五 おわりに
- (以上、第二五卷第二号)
(以下、本号)

(四) 第四次東アジア戦略報告 (E A S R)

一九九八年十一月三日、国防総省は「第四次東アジア戦略報告」(The United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region, E A S R)を公表した。この報告書は、次の様に従来の基本的な米国の外交戦略を確認しつつ、新たな視点をも提示した。⁽²⁾ 先ず最初に、東アジアは九八年五月にインドとパキスタンの核実験の影響、同年八月三十一日の北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)による弾道ミサイルテポドン一号(北朝鮮は人工衛星と声明)による「新たな挑戦」が生まれたものの、概ね平和な状態と見做し、第三次E A S RやQ D Rに提示された東アジアに於ける駐留米軍の一〇万人体制の維持を確認した。第二に、海外に於ける米軍の軍事プレゼンスが、米国の国家安全保障戦略の「礎石」(cornerstone)であり、しかもQ D Rで提示された国際的安全保障政策の形成、対応、準備という軍事政策に関して鍵となる要素であることを指摘している。第三に、この第四次E A S Rの注目される点は、米国の関与が従来の米軍のアジア太平洋地域に於ける軍事プレゼンスに止まらず、外交から貿易・投資・教育・科学・文化交流での市民同士の接触に至るまでの米国の活動の多様性、即ち東アジアに於ける安保権益を保護、促進するための米国の包括的な対外関与、換言すれば「プレゼンス・プラス」(Presence Plus)⁽⁴⁾という、より広範な安全保障環境の形成の推進の必要性を明らかにしたことが挙げられる。具体的には、日本と韓国の米軍基地はアジアでの米国の抑止力と緊急対応戦略にとって依然として死活的要素であり、基本的な戦略的重要性を持っていると位置付けている。この意味で、日米間のパートナーシップは、アジア太平洋地域に於ける最も重要な二国間関係として米国と当該地域の利益に決定的に重要であり、日米同盟は引き続き米国のアジアに於ける安全保障の「要」(linchpin)⁽⁵⁾であるとし、在日米軍基地は米国の地域的軍事プレゼンスの「錨」(anchor)と位置付けている。また「日米防衛協力のための指針」(一九九七年九月二三日)もアジア太平洋地域の抑止力と安定を高めることにより安全保障環境を形成するのに貢献しているという見解をとる。

朝鮮半島に関しては、米国の長期的目標は、非核で、民主的に和解した、そして最終的には統一された状態で、朝鮮半島問題が平和的に解決されることであることを掲げ、そのために米韓同盟が朝鮮半島に於ける外交、防衛、経済的努力によって立つ基盤として役割を果しているとしている。そして、北朝鮮に関しては、「米朝枠組み合意」(一九九四年八月一八日)の履行を求め、もしそれが履行されないのであれば、米国は他の外交的手段や安全保障上の手段を行使して、米国の根本的安全保障上の利益を追求することを言明している⁽⁷⁾。今後のアジア太平洋の安全保障の鍵を握っている中国に関しては、中国の建設的役割なくしてアジア太平洋地域の永続的安全保障は有り得ず、中国が安定し、開放、繁栄した、平和的な国家になることに米国の実質的利益が存在し、さらに具体的には、朝鮮半島の平和維持、大量破壊兵器やその運搬手段の不拡散を防止することに強固な利益を共有するとし、こうした中国に対して米国は「包括的関与」(comprehensive engagement)を基本的戦略とする⁽⁸⁾。

また、A R Fに代表される多国間地域メカニズムや非公式安保フォーラム、即ち安保複数主義に関しては、基本的に支持しながらも、あくまでも米国を中心にした同盟国とのハブ・アンド・スポーク関係を「代替」(supplant)するものではなく、「補充」(complement)するものと位置付けている⁽⁹⁾。

(四) 新世紀のための国家安全保障戦略(一九九九年)

一九九九年一月には、ホワイトハウスによって「新世紀のための国家安全保障戦略」(A National Security Strategy for a New Century)が公表された。この報告は、米国の戦略の三つの核心的な目標を掲げている⁽¹⁰⁾。(1)米国の安全保障の強化、(2)米国の経済的繁栄の支援、(3)海外に於ける民主主義と人権の推進。そして、米国の行動に対しては常に多くの要請があり、米国の国益を明確にしておく必要があるとして、三つのカテゴリーに分類している⁽¹¹⁾。第一に、「死活的な国益」——米国の生存、安全、活力にとって幅広く、圧倒的な重要性を持つもの。この死活的利益の中には、米

国と同盟国の領土の物理的安全保障、市民の安全、社会の経済的福利、死活的なインフラ(エネルギー、通信、水道等)の防御が含まれる。第二に、「重要な国益」——国家的存亡には影響を与えないが、国家的安寧や我々が生存している世界の性格に影響するものである。その対象は、例えば、米国が大規模な経済的利害や同盟国に対するコミットメントを持つ地域、地球環境を深刻な被害から保護すること、相当大きな不安定をもたらす難民の流入を阻止すること等である。第三には、「人道その他の国益」——米国の価値観に従い、米国が行動する場合である。その例として、天災や人災への対処、人権の推進、大規模な人権侵害の阻止、民主化や文民統制の支援、地雷除去、環境保護等。

米国の国益に対する脅威としては、NBC(核・生物・化学)兵器やその運搬手段等による地域ないし国家中心の脅威、非国家主体によるテロや麻薬・武器の密売、無秩序な難民、人身売買、物理的攻撃や破壊工作だけでなくサイバー攻撃の形態をとる国境を越えた脅威、先端的な兵器や技術による危険な技術の拡散、国民に対して基本的な統治を行うことが出来ず、内乱、大量難民、飢餓、疾病、大量殺戮等の潜在的可能性のある破綻国家、外国の情報機関による情報収集、米国民の安寧に影響を与える環境及び健康への脅威を挙げている。¹³⁾

米国の基本的な戦略として、「関与の戦略」(A Strategy of Engagement)を掲げる。つまり、米国の戦略は、海外に於ける継続的な米国の関与とリーダーシップに基づくものであり、米国が国内に於いて安全であることを希望するものであれば、海外に於いて主導権を発揮しなければならない。米国は、他の国家や非国家アクターの行動に影響を及ぼし、地球的なリーダーシップを提供し、そして米国の国益を共有する諸国家の共同体のための信頼すべき安全保障パートナーであり続けるために、米国の国力の適切な全ての手段を利用することを進んで準備しなければならないとする。そして、前述の米国の戦略の三つの核心的目標の内、海外に於ける民主主義と人権の擁護の推進という目標は、米国の安全保障の強化と米国の経済的繁栄の支援という両方の目標の実現に資するものであることを指摘しているこ

とが、注目される。また、QDRが指摘していた様に、米国の安全保障を強化する戦略として、国際的安全保障環境の形成、脅威と危機に対する対応、不確実な将来のための準備を再確認した。¹⁵⁾

東アジアと太平洋地域に関しては、米国の軍事的プレゼンスが、当該地域の殆ど全ての国に恩恵を与える経済的繁栄を実現させるための平和と安全保障を維持するために必要不可欠であるとし、侵略を抑止し、米国自身の国益を擁護するために、米国はこの地域に一〇万人の兵力を維持していることを述べている。この意味で、日米安保同盟は、アジア太平洋地域の米国のプレゼンスの「錨」(anchor)であり、また二一世紀に入るにあたり、共通の安全保障目的を達成し、アジア太平洋地域の平和的で繁栄した環境を維持するための「礎石」(cornerstone)であり続けるとしている。¹⁶⁾ また、中国に関しては、安定し、開放的かつ国際規範を遵守し、一層平和な社会を構築する責任を引き受ける中国が、明らかに大きな米国の国益になるとしつつ、米国の中国政策は「原則」に基づくと同時に、「実際的」なものであることを言明している。¹⁷⁾

(六) 米国の対北朝鮮政策の見直し報告

新世紀のための国家安全保障戦略は、東アジアの緊張の主要な焦点である朝鮮半島に関しては、一九九九年七月二日のワシントンでのクリントン・金大中全会談¹⁸⁾に於いて、地域の安定化のための柱として強固な米韓同盟が不可欠であることが再確認されたことに言及し、さらに北朝鮮について米朝枠組み合意の完全履行と長距離ミサイルや大量破壊兵器の開発・輸出を阻止することを目指し、北朝鮮がこれらの問題で前向きな動きをとれば、米国は北朝鮮と関係改善を進め、逆にもし北朝鮮が異なる選択をすれば、反対の必要措置をとることを明らかにしていた。¹⁹⁾ これは、一九九九年一〇月一二日に公表された元国防長官ウィリアム・ペリー北朝鮮政策調整官による「米国の対北朝鮮政策の見直し：所見と勧告」²⁰⁾ (Review of U. S. Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations) のいわゆる「ペリー報

「告書」と全く同趣旨である。即ち、このペリー報告は、新たな「包括的かつ統合的アプローチ」(a comprehensive and integrated approach)を採用し、「対話と抑止」政策による二重路線政策を推進した。先ず、第一の選択肢として米国は北朝鮮に対して核兵器及び長距離ミサイル計画の放棄を求め、その見返りとして平和条約を含めた関係正常化を図ること、第二の選択肢としても北朝鮮がこれに応じないのであれば封じ込め対策を行うことを提示したが、「対決」ではなく「融和」に重点を置いて米韓日の協力と、更に中国の理解を求めつつ、北朝鮮との交渉に臨んだのである。²¹⁾

(七) 二〇〇〇年国防計画

二〇〇〇年二月八日には、コーエン国防長官によって「二〇〇〇年国防計画」(Annual Report to the President and the Congress, 2000)が発表された。国際情報分析については、二一世紀を迎えるにあたって地球規模の戦争の脅威は遠ざかり、民主主義と市場経済が世界の多くの部分で受容されているとはいえ、現在の世界の安全保障環境は依然として複雑、ダイナミックかつ危険であり、数年後には米国は重大な安全保障的挑戦を受ける可能性を指摘している。その例として、イラク、北朝鮮、東アジアに於ける主権問題や領有権争いを潜在的紛争要因として挙げている。また現在、米国に対する地球的規模の対等国家は少なくとも二〇一五年までは存在しないが、しかしそれ以後は地域大国または地球的規模の対等国家として中国とロシアを想定している。そして、予期不可能なテロ等のシナリオをも挙げる。²²⁾

こうした国際的安全保障環境の見直しは、次の様な二つの前提に基づく。一つは、米国が今後一五年から二〇年間は、政治的、軍事的に世界に関与し続けること、もう一つは、米国が世界的軍事大国としての能力を維持することである。その理由として、米国がもし国際的コミットメントから撤退し、外交的主導権を放棄して、軍事的卓越性を失えば、世界は一層危険に陥り、米国と同盟国そしてその国益に対する脅威はより厳しいものになるという判断である。²³⁾

上記の国際安全保障環境による挑戦と機会に対処するため、米国政府は米国の地球的規模の国益に沿って国家安全

保障戦略を構築した。その米国の国益については、三つのカテゴリーに分類した。(1)「死活的利益」——国家の生存、安全保障、活力に圧倒的な重要性を持つ場合で、必要ならば軍事力の一方的行使を含む。更に、次の四つの具体的事例を想定している。(i)米国の主権、領土、国民を保護、(ii)敵対的な地域的連合または覇権国の出現の阻止、(iii)重要な市場、エネルギー供給、戦略的資源への自由なアクセスの確保、(iv)米国の同盟国や友好国に対する攻撃を抑止し、必要があれば撃退すること、(v)重要な通信回線の安全確保と並んで海路、航空路、宇宙空間の自由の確保、(2)「重要な国益」——国家の存亡には影響を与えないが、国家の安寧や米国を取り巻く世界の情勢に影響を与えるものであり、この場合の軍事力の行使は、関係する米国の国益の相対的重要性を考慮して、選択的で限定的なものとなる。(3)「人道的国益」——被害の規模、米軍の能力、米国の人的、物理的コスト、他の危機に対応する米国の能力を考慮して、米国の軍事的コミットメントが形成される²⁸⁾

国際安全保障環境の形成に於いて、侵略と威圧行動の抑止のために、平時に潜在的敵对国家を抑止する手段を次の通り挙げている。(1)世界中に米国の安全保障上の国益とコミットメントを効果的に伝達する明示的政策と海外に於けるプレゼンス、(2)いついかなる場所に於いても米国の安全保障コミットメントを保持するという意思、表示、(3)あらゆる領域の軍事、行動を通じて信頼性があり、海外での緊急展開可能な通常戦闘能力、(4)効果的な軍事的連合を形成、指導する能力の誇示。この様に、軍事行動を起こす以前に、予防外交的な国際安全保障環境を形成し、整備する訳である。また、世界中に国益を有するグローバル・パワーとしての米国が二正面对応戦略を採用するということを、至上命題とする²⁹⁾。

この二〇〇〇年国防報告は、米国の国防上の目標に関して、東アジアについては、民主的改革と市場経済を受容した、安定かつ経済的に繁栄した東アジアの構築を求めるとする。この目標の実現のためにはこの地域内、

とりわけ日本、オーストラリア、韓国との強固な同盟関係を中心にし、それに加えて、中国が地域の安定に貢献し、国際社会の責任あるメンバーとして行動するように米国が中国に関与し続けることが決定的に重要であると指摘している。

また、米国は東アジアと環太平洋に於いて現在のレベルの軍事能力を維持することを誓約しているが、この能力が米国をして「安全の保証人」(security guarantor)、「地域のバランス」(regional balancer)としての重要な役割を果たすことを可能ならしめている。今後、米国は、同盟国と協調しつつ、この地域の米国の国益を反映し、かつ安全保障環境の要請の変化に因應するため時間をかけた米軍の態勢の調整を可能にする前方展開政策を継続することを言明している。この地域の駐留米軍一〇万人体制の内、過半数が日本、約四〇%が韓国に配置されており、日米同盟はアジアに於ける米国の安全保障政策の「要」(linchpin)であり、米国の多くのグローバルな目標の鍵であると、位置付けている。また、この地域に於ける最も重大かつ近い将来の危険は北朝鮮がもたらしている軍事的脅威であるとし、米国は引き続き北朝鮮の侵略から防衛するため韓国との条約上の義務に完全にコミットするとしている。²³⁾

(ハ) 二一世紀国家安全保障委員会報告 (二〇〇〇年)

国防総省の諮問機関である二一世紀国家安全保障委員会は、二〇〇〇年四月一五日、「二一世紀に向けての国家安全保障戦略」(U. S. National Security Strategy for the 21st Century) 報告の第二段階として「国家戦略の追求——安全の維持と自由の促進のための協調」(Seeking A National Strategy: A Concert for Preserving Security and Promoting Freedom)と題する米国の長期的な安全保障政策を提示した。その中で、米国の戦略の本質は、米国と他の諸国の自由、安全保障、繁栄を拡大するためにより一層統合された世界の恩恵を享受することと、これらの恩恵が持続するために世界を不安定に導く勢力を挫くように努力すること、この二つのバランスの上に構成されなければならないとする。

自由はアメリカの価値観の心髄であるが、安全保障やそれから生まれる相対的安定なしには次第に潰え去ることになる。この意味で、米国の戦略は安全保障と自由の双方を追求するべきであり、しかも、それには他国との協調が求められなければならない。また、新世紀に於ける米国の国家安全保障戦略として、政策の永続性を確保する上で最も持続的な基礎をなす「国益」に基礎を置かねばならないとする。³⁰⁾

新世紀に於ける米国の国益について、同委員会は、次の様な三つのレベルに分類する。³¹⁾第一に、「生存利益」(Survival interests)——国家又はテロリストによる大量破壊兵器を含む直接攻撃から米国を防御すること。他に、米国の世界に於ける政治、経済、軍事的地位の基礎をなす米国の憲法秩序及び教育、産業、科学技術等の核心的な力を維持することである。第二に、「決定的に重要な利益」(critical interests)——米国人の生活と安寧が依拠するエネルギー、経済、通信、運輸、公衆衛生(食糧、水の供給を含む)等の主要な国際システムの継続と安全の確保。また、米国に敵対するいかなる国家をも米国との国境、決定的に重要な陸地、空間、海上の連絡路や今日の世界に於いては宇宙空間やサイバースペースへのアクセスを支配させないこと。さらに、世界のいかなる重要な地域での敵対的な覇権国家や、敵対的な地球規模の対等国家、対等なライバルに匹敵する敵対的な連合を出現させないこと。同盟国や友好国の安全保障。大量破壊兵器が拡散して米国に敵対もしくは潜在的に敵対的なアクターの手中に入ること回避、阻止する能力の維持。第三に、「重要な利益」(significant interests)——法の支配の下での立憲民主主義、市場経済、基本的人権の普遍的認識が海外に於いて深化、制度化されること。地球的規模の共通問題、とりわけ自然環境に取り組むために主要国家間で合意された原則に基づく国際秩序を責任をもって拡大すること。海外の最貧困層の人々の生活水準を引き上げ、経済的政治的紛争を緩和するために海外に於ける経済成長を図ること。国際的な経済的文化的交流の開放性を損わずに、国際的なテロや犯罪を最小限に止めること。世界政治の場に於いて、大量虐殺や重大な人権侵害が行われられな

いこと。米国内境を越える移民を無管理にしないこと。海外に於ける米国民の自由で安全な移動。

こうした米国の国益の定義の上に立つて、次の様な六つの優先的目標を設定している。⁽³²⁾ (1)米国を防衛し、新たな時代の危険からの安全を保障すること。——大量破壊兵器の拡散とテロという新たな脅威に対し米国の領土と資産を防御する抑止力が必要であり、そのための国際的協力や包括的な戦域ミサイル防衛の構築、宇宙空間やサイバースペースのアクセス保護を唱えている。(2)米国の社会的結束、経済的競争力、技術的独創力、軍事力を維持すること。——初、中等教育、特に数学、科学教育の振興、民間研究機関との連携の必要、(3)主要な大国である中国、ロシア、インドを出現しつつある国際システムの主流に組み入れるのを支援すること。——中国の強大化は米国との競合の可能性を招くことを認識しつつも、中国が世界の経済、法、文化、規範の受容を高めていることは肯定的要素であり、建設的関与を行うべきであるとする。また、台湾関係では、三つの米中コミュニケーションや台湾関係法に沿った平和的解決を認めている。(4)新たなグローバル経済のダイナミズムを他の諸国と一緒に促進し、また、国際的機関や国際法の有効性を改善すること。——米国は先進七ヶ国(G7)と協力して、経済のグローバル化の恩恵を拡大するため、社会的、政治的混乱や金融危機に対するシステムの脆弱性を最小限に抑える一方、経済のグローバル化に伴う混乱の要素の管理に努めなければならない。米国は国際法の発展を支援し、米国の全体的な国益を増進させる国際協定に進んで署名するが、しかし、米国は自国の国益を定義する権利は留保する。幾つかの選定された条約上の義務については、違反はしないものの、離脱することも有り得るとする。⁽³³⁾ (5)米国の同盟関係と他の地域メカニズムを、米国のパートナーがより大きな自治と責任を求める新しい時代に適応させること。——米国の地域政策の基盤は、既存の米国の同盟、友好関係の維持、発展であらねばならない。同盟国や友好国との関係強化によって、米国は自らの影響力と平和と安定の圏域を拡大し得る。アジア・太平洋地域に於いて、日米同盟は米国の政策の「要石」⁽³⁴⁾ (Keystone) であり続けるべき

であるが、米国は日本に対してより対等な戦略パートナーシップと自由貿易協定を要求するべきであることを主張する。旧来の対立関係が残存し、欧州ほどには和解と統合が進展していないアジアに於いては、米国の韓国、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、シンガポール、フィリピン、その他の諸国との同盟及び安全保障の紐帯は、依然として非常に重要である。こうした紐帯は、米国の関与と力によって提供される保障に大きく依存する「地域的安全保障共同体」(a regional security community)を構成する。米国は、ASEAN、ARF、APECを含めた地域の安全保障と繁栄に資する多角的組織の発展をも支援するべきである。米国は、朝鮮半島統一の可能性の計画を策定するべきであり、ある一定数の米軍は、統一された朝鮮が非核状態であることを保障する目的を含めて、当該地域の安心と安定の要素として駐留を続けるべきであるとする。(6)国際社会に対して変化の時代が引き起こした分裂的な力を制御するのを支援すること。——グロバリーゼーションという分裂を引き起こす新たな力は、多くの政府に異常な圧力を加えている。弱体国家、破綻国家、民族的な分離運動や暴力、そしてそれらが引き起こす危機という拡大しつつある現象に対処するために、米国は先ず最初に優先事項を確立する必要がある。必ずしも全ての問題が主として米国の責任にかかるわけではない。他の諸国家がかなりの富と人的資源を蓄積している世界では、特にそうである。メキシコ、コロンビア、ロシア、サウジアラビア等の様に、その国家の国内的安定が米国の国益に大きな重要性を持つ国家があるが、米国が優先的に計画を立てるのはこれらの国々である。優先度が低い場合、米国は国際的共同体が管理するのを支援するべきである。全てのケースに於いて、米国は先ず最初に「予防外交」を行なわねばならない。即ち、大規模な暴力に至る前に紛争を阻止するために、政治、経済的手段によって、また各国と協同して行動する。しかし、予防外交は必ずしも常に機能する訳ではなく、米国は他国と協力して、次の様な危機的事態に備えて軍事的に行動することに備えなくてはならない。同委員会は、米軍を評価する際の「二正面大規模戦争対応能力」という基準は、現

在起りつつありまた今後増えることが予想される多様で複雑な不測の事態に必要な能力を提供出来ないと判断する。つまり、こうした不測の事態は、往々にして遠方への介入や平和安定化作戦を要求し、大規模戦域戦争を予定したものと異なる戦力を必要とする。³⁵これは、米国の従来の戦略を大きく変更することを意味する。

(ウ) 米国の国益に関する報告書 (二〇〇〇年)

米国益委員会は、二〇〇〇年七月、「米国の国益 (America's National Interests) に関する報告書」³⁶を公表した。これは、新世紀に向けて米国の国益を新たに定義しようとするものである。委員会の議論を、六つにまとめている。³⁷(1) 優勢な米国——現在の米国の国力は歴史上かつてない程強力であり、今後数十年間または何世代もの間、国際的な平和と繁栄を増進するための国際システムを形成する立場に唯一置かれている国家である。(2) 漂流する米国——冷戦時代、米国にはソ連の封じ込めという確固たる視点があつたが、冷戦終結以後は、説得力のある主義主張や理解可能な座標軸が失われ、米国は漂流する超大国に止まっている。(3) 失われた機会と出現する脅威——冷戦後首尾一貫した目的を持った米国のリーダーシップの欠如の故に、米国は国益や価値を増進、普及させる唯一の機会を喪失しつつある。米国の気まぐれな関与は、ロシアでの使途不明の核兵器使用可能物質、中国の冒險主義から大量破壊兵器(WMD)の拡散、弾道ミサイルの予期せざる急速な出現に至るまで、新たな脅威の台頭を招くことになった。(4) 持続的な米国外交政策の基盤——持続的な米国外交政策の唯一の健全な基盤となるものは、米国の国益の明確な意義である。米国の国益に基づく外交政策だけが、世界に於ける米国の関与政策の優先順位を認定できる。こうした政策が米国の指導者をして米国民にコストと犠牲を納得させることが出来ると考える。(5) 米国の国益の序列——国益委員会は、米国の国益の序列について、「死活的利益」、「極めて重要な利益」、「重要な利益」、「重要性の低い利益もしくは第二義的な利益」の四つのレベルを提示する。これに従い、同委員会は、五つの米国の「死活的利益」を提示する。(i) 米国や海外に於

ける米軍基地を攻撃するNBC兵器の脅威を阻止、抑止そして減少させること。(ii)米国の同盟国の生存、及び繁栄が可能な国際システムの形成について米国と積極的に協力を行うことを保障すること、(iii)米国の国境に於いて米国に敵対的な大国や破綻国家の出現を阻止すること、(iv)主要なグローバルシステム(貿易、金融市場、エネルギー供給、環境)の実現可能性と安定性を確保すること、(v)米国の国益に一致する形で、中国やロシアといった「戦略的敵对国家」(strategic adversaries)になる可能性のある国家と建設的関係を構築すること。(6)今後一〇年の挑戦——世界情勢の進展は、米国の国益に脅威を与えると同時に、米国の安寧の増進に好機を与えるものである。米国の資源は限定されており、米国の外交政策は真剣に取り組むべき課題の設定に対し「選択的」であるべきである。こうした判断を行う際の適切な基盤となるものは、何が米国の国益であり、何がそうでないかについての無駄のない序列的概念である。この様な挑戦等に対して、米国の国益の序列化は、今後一〇年の不確実で急速に変化する国際情勢に対処して行く座標軸を与えるものである。³⁸⁾

国益委員会による報告書は、国益の四つのカテゴリーの具体例を挙げている。³⁹⁾

「死活的国益」については、自由かつ安全な国家に於ける米国民の生存と安寧を擁護、促進することに極めて必要なものと定義し、その内容は前述した(5)の(i)〜(v)の通りであるが、同委員会は、この国益実現の手段として、米国の単独のリーダーシップ、軍事的情報能力、国際的信頼性の強化、決定的に重要な国際組織、特に世界中の米国の同盟システムの強化によって増進が可能であるとしている。「極めて重要な国益」については、もしこれが損われれば、自由かつ安全な国家に於ける米国民の安寧を擁護、促進する米政府の能力に相当程度損害を与えるが、危機に晒すものではないと定義する。具体的には、(i)世界のいかなる地域に於いても、NBC兵器の使用という脅威を阻止、抑止、減少させること、(ii)大量破壊兵器及びその運搬システムの地域的拡散を阻止すること、(iii)国際的な法の支配の原則及

び紛争を平和的に解決、管理するメカニズムの受容を促進すること、(iv)重要な地域、とりわけペルシャ湾に於いて地域の覇権国家の台頭を阻止すること、(v)米国及び同盟国の安寧を促進し、外部からの侵略から防衛すること、(vi)西半球に於ける民主主義、繁栄、安定を促進すること、(vii)重要な地理的地域に於ける主要な紛争を阻止、管理し、もし可能ならば相応なコストで終結させること、(viii)鍵となる軍事関連、そして他の戦略的技術、特に情報システムに於いて主導権を維持すること、(ix)米国の国境を越える大量の放置された移民の阻止、(x)テロリズム(特に、国家に支援されたテロリズム)、国境を越えた犯罪、麻薬密売を抑制すること、(xi)ジェノサイドを阻止すること。「重要な国益」については、もしこれが損われれば、自由かつ安全な国家に於ける米国民の安寧を擁護、促進する米国政府の能力に対して重大な否定的結果をもたらすものと定義する。具体的には、(i)外国に於いて大規模な人権侵害を断念させること、(ii)戦略的重要地域に於いて政治的多元主義、自由、民主主義を不安定を招くことなく可能な限り促進すること、(iii)戦略的にそれ程重要でない地理的地域に於いて紛争を阻止し、もし可能であれば低いコストで終結させること、(iv)テロ組織によって目標にされ、また人質となる米国民の生命と安寧を擁護すること、(v)富裕国家と貧困国家との経済格差を減少させること、(vi)海外に於ける米国資産の国有化を阻止すること、(vii)鍵となる戦略的産業と分野の国内生産を押し上げること、(viii)米国の価値が外国の文化に対して決定的な影響力を継続し続けることを確実にするために、国際的な情報伝達に於いて優位を維持すること、(ix)長期的な環境上の必要条件と一致する国際的環境政策を押し進めること、(x)国際貿易及び投資から米国のGNP成長を最大限に引き上げること。手段的には、この重要な米国の国益は、強力な国連及び他の地域的、機能的協調システムを維持することにあるとする。「重要性の低い、もしくは第二義的な国益」については、重要でないという意味合いではなく、自由かつ安全な国家に於いて米国民の安寧を擁護、促進する米国政府の能力に対して直接的影響力が低いものであると定義付ける。具体的には、(i)一國間貿易赤字を均衡させること、

(ii)世界各地で民主主義をそれ自身の目的のために普及させること、(iii)世界各地の国家に於いて領土保全及び個々の政治体制を保護すること、(iv)特定の経済分野の輸出を増進すること。

同委員会は、その一方で、冷戦終結後一〇年経過したにも拘わらず、米国の外交政策は対中政策のブレに見られるように一貫性を欠き、不安定であることを指摘する⁴⁰⁾。また、国益委員会の定義する米国の国益に関する序列は、明らかに米国中心であり、米国の国益と他国の国益を峻別し、米国の国益を最優先する⁴¹⁾。

次に、同委員会は、各論的には地域、役割、手段の三つのカテゴリーに分類する。

地域的には、(1)中国、日本及び東アジア、(2)ロシア、(3)欧州及びNATO、(4)中東、(5)西半球の五地域に分ける。

中国、日本、東アジアについて、「死活的利益」は、(i)米国は、東アジアに於ける主要な潜在的敵対国家である中国と生産的な関係を構築すること、(ii)大韓民国と日本が自由かつ独立国家として生存し、重要なグローバル、リージョンナルな問題を解決するために米国と積極的に協調すること。「極めて重要な利益」として、(i)台湾海峡、朝鮮半島に於ける平和の維持、(ii)中国と日本が、米国も利益が享受される条件の下で、恒久的な和解を達成すること。「重要な利益」として、(i)中国を含めた東アジア諸国が、民主主義と市場経済を志向すること、(ii)東アジア市場が米国の商品、サービス、投資により開放的になること、(iii)南シナ海や尖閣諸島の様な二次的な領土紛争が平和的に解決されること、を挙げる⁴²⁾。

米国が米軍一〇万人を東アジア地域に駐留させることによって、二度の紛争によって一〇万人の犠牲を出した冷戦に比べて低いコストの影響力を保持しており、アジアに於ける米国の成功の鍵は、当該地域に於ける同盟体制の力であるとする。同委員会は、アジアに於ける新たな覇権国の出現は、この米国の優勢な立場を危うくするが、米国が無視ないし無関心によって力の空白を作り出すことをしなければ、中国を含めて米国のリーダーシップに挑戦出来る国

家はないと見る。米国と中国は、まだ両国間に存在しない親密性と共通の目的を意味する戦略的パートナーシップを構築するよりは、むしろ朝鮮半島の安定化の様な利益の収束、潜在的協力を最大限に利用しながら両国の立場の差異の解消という、より穏当な目的に集中すべきだとする。米国の最大の直接的脅威は、霸権的な中国ではなく、台湾海峡または朝鮮半島に於ける局地的戦争の勃発の潜在的可能性であると考える。つまり、北朝鮮の弾道ミサイル計画は、今なお地域の安定化への脅威であり、北朝鮮の態度の穩健化に対する中国の協力は、大きな重要性を持つ。⁴³⁾

欧州と違い、北東アジアはNATOの様な多角的安全保障制度を欠いており、東アジアに於ける米国の軍事プレゼンスの維持は、長期的安定にとって決定的に重要である。従って、米軍の一方的削減は、当該地域に於ける覇権をめぐって中国と米国から自立した「普通の国」を志向する日本の間の新たな争いになる可能性を、同委員会は指摘する。また、米国は、東アジアの最大の経済大国であり最も安定した民主主義国家である日本が、地域の安全保障により積極的な役割を果たす努力を歓迎するが、日米安保を犠牲にすることがあつてはならないとする。加えて、日中両国は、意義のある和解を達成すべきであり、日本政府は日本の再軍備についての歴史的に根深い恐怖に配慮すべきことを提唱する。東アジアに於いて米国が直面している極めて重要な長期的な問題は、如何にして中国の必然的な台頭を当該地域に於ける安定した安全保障を維持する形で受容するかである。国際システムへの中国の更なる統合、台湾問題の平和的解決、同盟関係を通しての米国の継続的なプレゼンスの三つが、この難しい過渡期にうまく対処する必要条件である。日中間の和解、中国自身の民主的变化、東アジアの継続的な経済的繁栄も、必ずしも必須条件ではないが、今後の難局の克服に役立つとする。⁴⁴⁾

(三) 二〇〇一年国防計画

米国防総省は、コーエン国防長官によって、二〇〇一年一月一六日、「二〇〇一年国防報告」(Annual Report to the

President and the Congress, 2001) を公表した。

米国は、防衛戦略について、建国以来の米国の主権、政治的自由、独立を米国の価値制度、領土保全と共に維持すること、国内及び海外に於ける米国人の生命、個人的安全を擁護すること、及び国家と国民の安寧と繁栄を促進するという基本的かつ永続的な目的を保持して来たが、今後こうした基本的目標を達成するためには、次の様な国際環境を育成することが要求される。(i)危険地域が安定し平和で、敵対勢力による支配から免れること、(ii)グローバル経済と自由貿易が発展すること、(iii)民主主義的規範及び人権の尊重が広く受容されること、(iv)NBC兵器、他の潜在的に不安定をもたらす兵器の技術及びそれらの運搬手段の拡散が最小限にされ、既存のシステムからの脅威に効果的に反撃すること、(v)国際社会が、安全と安定を脅かす危機に対して予防し、対応すること。⁴⁶⁾

新世紀の安全保障環境に関しては、世界戦争の脅威は遠のき、議会制民主主義や市場経済という国家の核心的価値が普及し、平和と安定、協力を促進する新たな機会がもたらされるとする一方、幾つかの懸念を示している。即ち、安全保障に対する挑戦として、(i)国境を越えた紛争——イラク、北朝鮮問題の他に主権問題や領土紛争、(ii)内紛、(iii)危険な軍事技術の拡散——NBC兵器やその運搬手段を含めた軍事またはテロ用の先進的兵器、技術の拡散、(iv)国家を越えた脅威——テロリスト、不法麻薬取引、国際的な組織犯罪、死活的なエネルギー供給や主要な戦略資源へのアクセスに対する妨害、(v)人道的災害——破綻国家、飢饉、管理不能の移民。他の追加的な懸念として、現在及び予見可能な将来は、世界的なライバルは存在しないにも拘わらず、長期的には地域大国または世界的に対等な争覇国家が出現する可能性があり、中国とロシアがそうした競争相手となる潜在能力を有している。この安全保障環境についての概観は、次の二つの基本的前提に基づく。一つは、米国が政治、外交、経済、軍事的に、予見可能な将来の間、世界に関与し続けること、もう一つは、米国が世界的な軍事国家としてその軍事力を維持すること、である。仮に米国が

国際的コミットメントから手を引き、外交的リーダーシップを放棄したり、または軍事的卓越性を喪失すれば、世界はより一層危険な場所となり、米国やその同盟国、友好国そして国益に対する脅威は更に厳しいものになるとい判断を下している。大統領の国家安全保障戦略について、国益を擁護するために、強力な軍事力とそれを行使する意思を維持することは、関与戦略にとつて必要不可欠であることを強調する。米国の国益と限られた資源は、米軍の「選択的使用」(selective use)を論ずることになると指摘する。即ち、軍事力の行使の可否、時期の決定は、先ず第一に、危機に晒されている米国の国益の性格、そして特定の軍事的関与のコストとリスクがこうした国益に見合うものかどうかの判断によつて導かれるべきものであるとする。⁽⁴⁷⁾

米国の死活的国益には、次のものが含まれる。(i)米国の領土及びその同盟国、友好国の物理的安全保障の防御、(ii)国内や海外に於ける米国民の安全の防御、(iii)米国民の経済的繁栄を防御すること、(iv)米国の極めて重要なインフラ(エネルギー、銀行・金融、通信、運輸、水道、政府、緊急サービスを含む)を妨害による混乱から防御すること。⁽⁴⁸⁾

国防総省の防衛戦略としては、次の通り、既述のQDRに基づいた三段階の戦略を掲げている。(1)「国際環境の形成」のために地域的安定の促進、紛争や他の脅威の予防と削減、侵略と威圧行動の阻止の三つの方法を挙げる。(2)「あらゆる種類の危機への対応」については、米軍は単独でも連合軍としても、危機に於ける敵国の侵略、威圧行動から同時的小規模戦闘(SSC)行動の実施、大規模地域戦争(MTW)の戦闘、勝利までのあらゆる方面の軍事行動を実施しなければならぬ。(3)「不確実な将来に対する準備」については、ジョイント・ビジョン二〇二〇に描かれた「あらゆる方面での優位」(full-spectrum dominance)に向けた国防総省の統合された総力によつて達成される。

戦略の地域的適用について、東アジアと環太平洋地域を見ると、米国の防衛目標として、「民主主義と市場経済を保持し、安定かつ経済的に繁栄した東アジア」⁽⁵⁰⁾を掲げている。この目標を達成するにあたり、中心的な位置を占めるの

は、地域内とりわけ日本、韓国(大韓民国)、オーストラリアとの米国の強力な同盟関係である。それに加えて、中国との継続的な関与が、地域の安定の促進及び国際社会の責任あるメンバーとして行動することを奨励することによって極めて重要である。米国は朝鮮半島問題の平和的解決とその結果として核のない、民主的で、和解決した、究極的には再統一された半島になること、及び中国に対して中台問題の平和的解決を希望する。テロ、不法な麻薬取引、NBC兵器とその運搬手段に首尾よく対処することも、米国の主要な目的である。そのために必要とされる米国の地域的防衛態勢については、米国は東アジアと環太平洋地域に於いて相当に高度な能力を持つ戦力を維持することを確約する。これによって、米国は同盟国にとって「地域の balancer」「安全の保証人」(security guarantor)としての役割を果たすことが可能になる。⁽⁵¹⁾

朝鮮半島情勢では、二〇〇〇年六月の南北首脳会談という前向きな展開にも拘わらず、北朝鮮による軍事的脅威は継続されており、米国は韓国防衛を援助する条約上の義務に依然としてコミットするとしている。また米朝枠組み合意は、北朝鮮を核不拡散条約(NPT)下でのコミットメントに承諾させることを保証する重要な手段であるとする。⁽⁵²⁾ 日米同盟は、依然として、米国のアジアに於ける安全保障の「要」(linchpin)であると位置付けている。オーストラリアとの同盟関係も、経済、政治的に重要性を増しつつある東南アジアの安定を支持するものである。その一方で、ARRFを通じて安全保障対話や信頼醸成措置を引き続き強化することは、米国の同盟関係に代替するものではなく、あくまで数多くの方法の一つであるとの評価を行う。⁽⁵³⁾

防衛戦略の軍事的要件に関しては、第一に、戦略の広範な要求は、陸軍、海軍、空軍、海兵隊、そして現役、予備役、州兵、軍属等のあらゆる種類の軍事能力を要求すること。第二に、このフルスペクトラム戦力は、二正面大規模戦争を含めた最緊要の使命に対応すること、第三に、地球的な安全保障上の挑戦について、米国の限定された資源を

考慮し、国防総省は米国の戦争遂行能力を妨げないことを保障するために平時の国際環境形成活動について優先順位をつけなければならないこと。第四に、米国と敵対する勢力は、通常戦力に於ける米国の優勢を相殺するために益々非通常のな戦略と戦術に依存することになる。国防総省が敵対者の情報活動、NBC兵器、弾道ミサイル、テロの様な「非対称脅威」(asymmetric threats)に効果的に対応する能力を持つことは、二一世紀に向けて米国の軍事的卓越を維持する上で極めて重要であるとする。⁵⁵⁾

五 おわりに

冷戦終結後、米国は外交戦略の練り直しを繰り返して行ってきた。⁵⁶⁾ その結果、最も重視されたのが米国の国益についてのヒエラルキー化、即ち序列的概念の導入と徹底的な米国の国益中心の政策の追求である。冷戦後、外交戦略の目標は民主主義と市場経済の拡大を基本としながらも、⁵⁷⁾ 実際の国際政治情勢は複雑多岐にわたっており、⁵⁸⁾ 資源と軍事力をいかに効率的に配分するかが緊要の課題となっている。これに対して、国益の序列化が、米国の外交戦略に座標軸を与えることになる。そのために、米国は、QDRで設定された様に国際的安全保障環境の「形成」、「対応」、「準備」という基本戦略を採用し、東アジアに於いては、日米同盟の重視、朝鮮半島の南北統一後に於ける米国の「地域のバランサー」、「安全の保証人」という仲介的役割としての新たな役割を提唱する。これと同時に、同盟国に対しても自分の負担を求め、日本国内でも、その協力方法をめぐって議論の分かれるところである。⁵⁹⁾

しかしながら、米国にとっては自国に比肩出来得る覇権国家が存在しなくなった反面、最近の米本土同時多発テロ等の新たな「非対称脅威」が国益の維持に対して大きな課題となっている。これは、米国中心の利益と価値の普遍化

を図るだけではなく、世界の多様性を前提にした建設的な関与が必要とされることを示すものであろう。

(注)

- (1) William S. Cohen, Secretary of Defense, *The United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region*, Nov. 23, 1998. (以下「EASR 1998」略称) <<http://www.defenseink.mil/pubs/easr98/easr98.pdf>> 邦訳「在日米国大使館仮訳「東アジア太平洋地域に関する米国の安全保障戦略」<<http://usembassy.state.gov/tokyo/wwwth2506.html>>「米国防総省の一九九八年東アジア戦略報告(①～⑥)」『世界週報』一九九九年二月九日号～三月二三日号。
- (2) *Ibid.*, pp. 7, 9-10, 20. 第三、四次東アジア戦略報告については、島川前掲書を参照。
- (3) *Ibid.*, p. 9.
- (4) *Ibid.*, pp. 9-10.
- (5) *Ibid.*, p. 19. その一方で、日本の戦後の重商主義的政策、戦前の軍事的支配による日本に対する警戒等による事情は、日本を米国の強固な同盟国でもありながらも、NATO諸国とは本質的に異なる「特異」(idiosyncratic)な立場に置かれているとの指摘も、勿論存在する。(The Asia Foundation Commissioned Task Force, *America's Role in Asia: American Views*, Asia Foundation, San Francisco, 2001, pp. 13-14.)
- (6) EASR 1998, *op. cit.*, p. 60.
- (7) *Ibid.*, pp. 22-24.
- (8) *Ibid.*, pp. 30-31.
- (9) *Ibid.*, pp. 42-44, 19.
- (10) The White House, *A National Security Strategy for a New Century*, Dec. 1999. (以下「NSS for a New Century」略称) <<http://usinfo.state.gov/regional/ea/easac/natssec2k.htm>> 邦訳「新世紀のための米国家安全保障戦略(抜粋)」『世界週報(①～⑥号)』二〇〇〇年四月四日～五月九・一六日号。本報告は、一九八六年のゴールドウォーター・ニコルズ国防総省再編法に基づく。
- (11) *Ibid.*, p. 2.

- (12) *Ibid.*, p. 5.
- (13) *Ibid.*, pp. 5-7. 各論部分に於て pp. 8-37 を参照。
- (14) *Ibid.*, p. 7.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*, pp. 44-45.
- (17) *Ibid.*, p. 46.
- (18) 『読売新聞』一九九九年七月三日夕刊。〔米韓『チェンソーム』一致〕
- (19) *NSS for a New Century, op. cit.*, pp. 45-46.
- (20) Dr. William J. Perry, U. S. North Korea Policy Coordinator and Special Advisor to the President and the Secretary of State, *Review of United States Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations*, Oct. 12, 1999. <http://www.state.gov/www/regions/cap/991012_northkorea_rpt.html> 邦訳「米国の北朝鮮政策の見直し：所見と勧告(④⑤)」『世界週報』一九九九年十二月十四日、二二日号。
- (21) *Ibid.*, pp. 7-9. ペリーの上院外交委員会東アジア・太平洋問題小委員会での証言(一九九九年一月二日)内容については、Perry testimony on North Korea <http://www.state.gov/www/policy_remarks/1999/991012_perry_nkorea.html> を参照。
- (22) William S. Cohen, Secretary of Defense, *Annual Report to the President and the Congress, 2000*. (以下「*Annual Defense Report 2000*」を簡稱) <<http://www.dtic.mil/execsec/adr2000/>> 邦訳「米国の二〇〇〇年国防報告(抜粋)」『世界週報』(①～⑨巻)』二〇〇〇年六月六日～七月四日号。
- (23) *Ibid.*, Chapter 1, pp. 1-3.
- (24) *Ibid.*, p. 3.
- (25) *Ibid.*, p. 4.
- (26) *Ibid.*, pp. 7-8.
- (27) *Ibid.*, p. 13. 冷戦終結後の朝鮮半島に於ける米国の仲介的役割あるいは米軍のパワー・バランスサーという新たな視点を提示した

④⑤⑥⑦⑧⑨ Seig S. Harrison, "Promoting a Soft Landing in Korea", *Foreign Policy*, Spring 1997 (106) 44-46。

- (28) *Annual Defense Report 2000, op. cit.*, p. 13.
- (29) The United States Commission on National Security/21st Century, *Seeking A National Strategy: A Concert for Preserving Security and Promoting Freedom*, April 15, 2000. pp. 5-6. (以下「Seeking A National Strategy」略称) <http://www.nssg.gov/PhaseII.pdf> 邦訳「米国防総省『二一世紀国家安全保障委員会』報告(抜粋)」『世界週報』(1)〜(3)完』二〇〇〇年八月一日〜八月二十五日。本報告中「The United States Commission on National Security/21st Century, *New World Coming: American Security in the 21st Century*, September 15, 1999 (<http://www.nssg.gov/Reports/NWC.pdf>)」を報告と続へる。
- (30) *Seeking A National Strategy, op. cit.*, pp. 5-6.
- (31) *Ibid.*, pp. 7-8.
- (32) *Ibid.*, pp. 8-13.
- (33) *Ibid.*, pp. 10-11. この米国の国益擁護のための権利留保の典型的な事例が、地球温暖化防止のための京都議定書の離脱表明である。
- (34) *Ibid.*, p. 12.
- (35) *Ibid.*, pp. 14-15. 同委員会は、現在出現しつつある世界とそうした環境に適應する戦略は、米國に次の様な五種類の軍事的能力を要求する。(i)米國と同盟國を攻撃から抑止、防衛するための核戦力、(ii)米本土の安全保障能力、(iii)大規模戦争に勝利するに必要な通常戦力、(iv)迅速な遠征、介入可能な能力、(v)人道的救済及び警察的行動能力。
- (36) The Commission on America's National Interests, *America's National Interests*, July 2000. (<http://www.nixoncenter.org/publications/monographs/nationalinterests.pdf>)
- (37) *Ibid.*, pp. 1-4. 国益の序列的概念を考察する際、国益委員会は、外交問題に対するメディアの関心は、脅威に晒されている米國の国益の重要性を重視することなく、画面の生々しく抑え難いイメージを反映しており、ボスニアやコソボの様な視覚に訴える國際問題は、米國の外交政策をして、中国の台頭、核の拡散という新たな危険、國際的通商、金融システムの開放を進める機会、あるいは隣國メキシコの将来といったより重要な問題をないがしろにさせる懸念があることを指摘する。(同、p. 3) ショゼン・ナイが、映像による情報化の影響で、国益の判断に於いてクリストの脅威の認識が高められることを論じている。(拙稿「米國の外交戦略と『国益』(一)」『広島法字』第二五卷第二号、参照)
- (38) *Ibid.*, p. 4.

- (39) *Ibid.*, pp. 5-8. 国益誘引論³⁹。米国が最も自由かつ開放された社会の一つであり、そのためテロに対して最も脆弱であることとを懸念し、38°。 (*Ibid.*, p. 43)
- (40) *Ibid.*, p. 10.
- (41) *Ibid.*, p. 19.
- (42) *Ibid.*, p. 24.
- (43) *Ibid.*, pp. 24-25.
- (44) *Ibid.*, p. 26. 役割的には、(一)核の将来——米国と世界、(二)大量破壊兵器の拡散、(三)テロ、国境を越えた犯罪、麻薬、能力に求められる必要条件を掲げつつある。 (*Ibid.*, pp. 51-53)
- (45) William S. Cohen, Secretary of Defense, *Annual Report to the President and the Congress*. 2001. (以下、*Annual Defense Report 2001*と略称) <<http://www.dtic.mil/execec/adr2001/>>邦訳「米国の二〇〇一年国防報告(抜粋)」『世界週報(1)〜(5)号』二〇〇一年五月一日〜六月十九日号。
- (46) *Ibid.*, p. 1.
- (47) *Ibid.*, pp. 2-4. 米軍の軍事力の選択的行使は、一九九四年七月の「関与と拡大の国家安全保障戦略」に於いても既に言及されて39°。(Alvin Z. Rubinstein, Albin Shavovich and Boris Zlotnikov ed., *The Clinton Foreign Policy Reader — Presidential Speeches with Commentary*, M. E. Sharpe, Armonk (N. Y.), 2000. p. 29.)
- (48) *Annual Defense Report 2001*, *op. cit.*, pp. 4-5.
- (49) *Ibid.*, pp. 5-11.
- (50) *Ibid.*, p. 14.
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*, p. 15. 米軍のARFに対する見解については、川上高司、「米国とARF」(坂本正弘・滝田賢治編著、前掲書所収)を参照。
- (54) *ibid.*, p. 23. 「非対称脅威」の39°。最近では、William S. Cohen, Secretary of Defense, *Proliferation: Threat and Response*,

- Jan. 2001. <http://www.defenselink.mil/pubs/ptr20010110.pdf>. Department of State, *Patterns of Global Terrorism*, Apr. 30, 2001. <http://www.state.gov/s/ct/rfs/pgtrpt/> 邦訳「米國務省テロ年次報告」二〇〇〇年の国際テロリズムのパターン(抜粋)』『世界週報(①～④完)』二〇〇一年九月二十五日～一月十六日号、等の報告書が提出されている。米本土の防衛に言及したものと「National Defense Panel, *Transforming Defense — National Security in the 21st Century*, Dec. 1997. <http://www.dtic.mil/ndp/FullDoc2.pdf>, 大田文雄『「非国家脅威」の台頭はどのように対処するか』『世界週報』二〇〇一年一月九日号を参照。ブッシュ新政権への「二〇〇一年九月三日にラムスフェルト国防長官が議会に提出した新たな「四年毎の国防計画見直し」(QDR)は、同年九月二日の米本土同時多発テロを考慮して、米本土の防衛を最優先事項とし、また従来の二正面大規模戦争対応戦略を見直し、敵対勢力の戦闘能力の内容に重点を置くべき」と(Donald H. Rumfeld, Secretary of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, Sept. 30, 2001, pp. III-W, 17-18. <http://www.defenselink.mil/pubs/qdr2001.pdf>)
- (55) *Annual Defense Report 2001*, *op. cit.*, p. 19, 21, 23.
- (56) クリントン政権の外交政策全般を論じたものとして、志方俊之「米国の安全保障政策と日米安保体制の再定義」(『国際問題』一九九六年二月号所収)、宮脇孝生「アメリカの国家戦略と東アジア安全保障戦略」(泉昌一・佐藤栄一編『冷戦後アジア環太平洋の国際関係』(三)嶺書房、一九九九年)所収、加藤明「脱冷戦後のアメリカのアジア戦略」(同上書)所収)がある。
- (57) キッシンジャーは、米国の外交政策について二つの相反する姿勢、即ち「一つは自国内の民主主義を完璧なものとして世界全体への「理念の発信源」(beacon)になること、もう一つは米国の価値観を広める十字軍としての義務を課していることを挙げ、そして冷戦終結によって米国のイメージ通りに国際環境を作り変える誘因がますます大きくなったことを指摘する。(Henry Alfred Kissinger, *Diplomacy*, Simon & Schuster, New York, 1994, p. 18, 805, 邦訳「ヘンリー・A・キッシンジャー著 岡崎久彦監訳『外交』上巻(日本経済新聞社、一九九六年)四一五頁、同下巻、五〇〇～五〇一頁。)
- (58) 冷戦終結後に於ける米国の国益に対する脅威の複雑・不明確さを基因する戦力構成の設定の困難について、Robert S. Litwak, *Rogue States and U. S. Foreign Policy*, The Woodrow Wilson Center Press, Washington D. C., 2000, p. 28. を参照。
- (59) 国防総省は、二〇〇一年三月、議会に向けて「共通の防衛と相互安全保障に対する同盟国の貢献を定量化」しようとする。William S. Cohen, Secretary of Defense, *Report on Allied Contributions to the Common Defense*, Mar. 2001. <http://www.defenselink.mil/pubs/allied_contrib_2001/allied_2001.pdf>